

公定幅運賃の範囲の指定方法等に関する関係条文等

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年6月26日法律第64号）

（運賃の範囲の指定）

第十六条 国土交通大臣は、第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。）の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により指定する運賃の範囲は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る適正な原価に適正な利潤を加えた運賃を標準とすること。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 道路運送法第九条第六項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者の間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

3 （略）

（運賃の届出等）

第十六条の四 第十六条第一項の規定により運賃の範囲が公表された特定地域又は準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該運賃の範囲の適用後に当該特定地域又は準特定地域において行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の運賃は、当該特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の規定により指定された運賃の範囲内で定めなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により届け出られた運賃が、前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、期間を定めてその運賃を変更すべきことを命ずることができる。

4 （略）

5 （略）

6 （略）

7 （略）

8 （略）

9 （略）

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号）

（運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会への通知）

第十条の五 法第十六条第一項の規定により、国土交通大臣は、当該運賃の範囲を指定し、公表しようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該運賃の範囲に関する意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かななければならない。

2 前項の通知には、意見を提出すべき期限を付することができる。ただし、その期限は、当該協議会の同意がなければ十四日以内とすることができない。

（運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会の意見提出）

第十条の六 当該協議会は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、当該運賃の範囲に関する意見書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。

（法第十六条第一項の国土交通省令で定める運賃）

第十条の七 法第十六条第一項の国土交通省令で定める運賃は、一般乗用旅客自動車運送事業に係る基本運賃（これに準ずるものとして国土交通大臣が認める運賃を含む。）を除いた運賃とする。

※下線の「基本運賃」及び「これに準ずるものとして国土交通大臣が認める運賃」とは、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について（平成26年1月27日付け中運局公示第111号）」1. 及び2. に定める以下のものをいう。

◇ 「基本運賃」

- タクシーに係る基本運賃
 - ✓ 距離制運賃（時間距離併用制を含む。）
 - ✓ 時間制運賃

➤ ハイヤーに係る基本運賃

◇ 「基本運賃に準ずるものとして国土交通大臣が認める運賃」

➤ 割引運賃

- ✓ 遠距離割引又は営業的割引が適用された基本運賃のうち、原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となるもの。

➤ 定額運賃

- ✓ 定額運賃のうち、施設及びエリアに係る定額運賃

（※施設及びエリアに係る定額運賃＝特定の空港、鉄道駅等恒常的に相当数の不特定多数の集約が認められる施設から他の施設、一定のエリアへの最短経路による運送に適用されるものをいう。）

（法第十六条第一項の国土交通省令で定める日数）

第十条の八 法第十六条第一項の国土交通省令で定める日数は、三十日とする。